

[事案 23-171] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

代理店が、販売時に受取年金額の多い損害保険会社の保険を意図的に提案せず、生命保険会社の個人年金保険を勧めたこと等を理由として、契約を無効とし既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 11 月に、代理店に勧められ、個人年金保険 2 口の契約をしたが、下記のとおり、募集状況および商品の適合性に問題があるので、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 代理店は、生命保険会社の個人年金保険（申立契約）よりも年金額が多い損害保険会社の年金払積立傷害保険を意図的に提案しなかった。
- (2) 1 つの契約は受取開始を 5 年繰下げた場合 80 歳受取開始となり、満額の年金受取ができない可能性が高まる。
- (3) 保険会社の都合で年金が受け取れない場合について、口頭での説明を受けておらず、また、代理店は商品性について全く理解せずに販売を行った。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集状況および商品の適合性に問題はないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 損害保険会社の年金払積立傷害保険を提案しなかった理由は、「一時金を出来るだけ手間をかけずに、可能な限り長期にわたって年金として受け取れるようにすることで、後遺障害 1 級の契約者（成年被後見人）の安定的な収入源を確保していく」という申立人（後見人）の意向に沿う全期前納契約を損害保険会社が取扱っていないことによるものであり、全期前納契約が可能な生命保険会社の個人年金保険を提案したことに問題はない。
- (2) 申立契約は、契約者の後見人である申立人の意向に沿って設計され契約されたものである。
- (3) 「保険会社の都合で年金が受け取れない場合」の意味が不明である。なお、募集人は商品につき理解しており、説明資料を用いて適切に説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、契約が無効となるのは、契約に要素の錯誤が存在する場合や公序良俗に違反する場合など、法律に規定されている場合に限られることから、下記のとおり、申立人が主張する無効事由はこれらに該当しないとし申立内容は認められないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

なお、申立人が主張する無効理由につき、順次判断する。

①申立人の主張（1）について

募集人(代理店)が損害保険契約の商品を提案しなかったのは、申立人の意向に沿う商品を代理店が扱っていなかったためであることが窺われ、また、募集人にそのような他社商品の提案義務があると認めることはできず、そのことが申立契約の無効理由となるものではない。

②申立人の主張（2）について

申立人は、2 契約につき 75 歳開始と 70 歳開始をそれぞれ自ら選択している。約款では、年金支払開始前に限り、年金支払開始日の繰下げを行うことができる、とされているが、これは「できる」というに過ぎず、申立人が繰下げをしなければ、契約どおりの年齢から年金支給が開始されることから、申立契約の無効理由とはならない。

③申立人の主張（3）について

この主張の「保険会社の都合で年金が受け取れない場合」の意味が理解しにくいだが、申立人によれば「保険会社が返戻金としてお金を返すことができなくなる場合」とのことである。しかしながら、募集人にそのような説明義務はなく、そのことが申立契約の無効理由となるものではない。また、募集人が商品性について全く理解していないことを窺わせる客観的な証拠も存在しない。